

## 緊急工事処理要綱

(趣旨)

第1条 緊急工事の発注に関しては、契約規則（平成19年横須賀市規則第22号）等、別に定めのあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(緊急工事)

第2条 この要綱において、緊急工事とは、災害又は事故等により緊急に発注しなければ市民生活に重大な支障を及ぼす工事（単価契約による工事及び災害緊急協力事業者登録制度要綱（平成18年4月1日制定）に基づく応急活動を除く。）であって、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 災害等に伴う緊急復旧工事として次に掲げるもの

ア 道路陥没に伴う工事

イ がけ崩れ等に伴う工事

ウ 堤防、護岸等の損壊に伴う工事

エ 施設の破損に伴う工事

オ アからエまでに掲げるもののほか、天災等に伴う工事として市長が認めるもの

(2) 設備等の故障に伴う緊急復旧工事として次に掲げるもの

ア 電気設備の故障に伴う工事

イ 給排水設備の故障に伴う工事

ウ ガス設備の故障に伴う工事

エ アからウまでに掲げるもののほか、設備の故障に伴う工事として市長が認めるもの

(3) 災害等の防止のための応急工事として次に掲げるもの

ア 道路の陥没防止のための工事

イ がけ崩れ防止のための工事

ウ 堤防、護岸等の損壊防止のための工事

エ 施設等の破損防止のための工事

オ アからエまでに掲げるもののほか、災害又は事故防止のための工事として市長が認めるもの

(事前協議)

第3条 緊急工事を行おうとする場合には、当該工事を主管する課の課長（以下「工事主管課長」という。）等は、事前に、財政部契約課長と協議するものとする。

(請負者の選定)

第4条 工事主管課長は、緊急工事を行おうとするときは、原則として横須賀市競争入札参加有資格者として登録され、かつ、災害緊急協力事業者登録制度要綱第4条の規定により災害緊急協力事業者として登録されているものの中から請負者を選定するものとする。ただし、当該工事の内容により特定の事業者でなければ施行不可能な場合は、この限りでない。

(発注手続)

第5条 工事を主管する課の職員は、緊急工事を行おうとするときは、緊急工事発注伺書(第1号様式)を起案するものとする。

2 工事主管課長は、前項の緊急工事発注伺書の決裁後、前条の規定により選定した請負者を随意契約の相手方と決定する。

3 工事主管課長は、前項の規定により決定した請負者に対し、緊急工事発注書(第2号様式)により緊急工事の施行を依頼し、当該請負者に緊急工事施行請書(第3号様式)を提出させるものとする。

4 工期の始期は、前項の緊急工事施行請書の提出日とする。

5 工事主管課長は、請負者から緊急工事施行請書の提出を受けたときは、速やかに緊急工事発注伺書、緊急工事発注書及び緊急工事施行請書の写しを、財政部契約課長に送付するものとする。

(契約手続)

第6条 工事主管課長は、請負者が緊急工事に着手した後速やかに工事内容を確定し、契約事務取扱規程(平成19年横須賀市訓令甲第10号)第8条の規定により契約締結の手続を行うものとする。

(工事委託への準用)

第7条 この要綱の対象となる緊急工事に伴い本市が緊急を要する地質調査、測量その他の工事委託(単価契約による工事委託を除く。)を発注する場合については、この要綱の規定を準用する。

附 則

この要綱は、平成29年1月1日から施行する。

第 1 号様式（第 5 条第 1 項関係）

緊急工事発注伺書

（発議日） 年 月 日

（決裁日） 年 月 日

（完結日） 年 月 日

次のとおり緊急工事を発注してよろしいか。

なお、請負者には緊急工事発注書を送付し、緊急工事施行請書の提出を受けた後、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号の規定により随意契約としたい。

工 事 名	
工 事 場 所	
工 事 概 要	
概 算 工 事 費	
予 定 工 期	日間
請 負 者 名	
請負者選定理由	
緊急工事として 処理する理由	

第 2 号様式（第 5 条第 3 項関係）

年 月 日

様

横須賀市長

印

緊急工事発注書

次のとおり緊急工事を依頼します。

本工事について受注が可能であれば、緊急工事施行請書を提出してください。

なお、請負金額については、工事内容確定後に決定することとします。

工 事 名	
工 事 場 所	
工 事 概 要	
請 負 金 額	別途決定
予 定 工 期	日間
監 督 員	部 課
摘 要	

第3号様式（第5条第3項関係）

収入  
印紙

年 月 日

緊急工事施行請書

（あて先）横須賀市長

住所  
請負者 氏名

印

次の緊急工事の施行をお請けします。

なお、請負金額については、後日決定されることを承諾します。

工 事 名	
工 事 場 所	
請 負 金 額	別途決定
予 定 工 期	日間
摘 要	